

○石巻市津波避難場所整備事業費補助金交付要綱

平成24年 6月27日告示第186号

改正

平成26年 4月 1日告示第118号

石巻市津波避難場所整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津波、高潮、洪水等による被害を軽減するとともに、市民の不安を解消するため、民間事業者等が新たに設置する建築物又は所有する建築物を津波避難場所として整備する場合に要する経費の一部について、予算の範囲内において石巻市津波避難場所整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 公の機関に属さず営利を目的とした事業を営む企業又は事業者で、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有するもの
- (2) 津波避難困難地域 津波の到達までに、避難の必要がない安全な地域に避難することが困難である地域として市長が別に定める地域
- (3) 津波一時避難施設 津波避難困難地域内において、地域住民等が緊急に避難することができる人工構造物
- (4) 津波避難場所 津波一時避難施設内において避難者が身の安全を確保するための場所
- (5) 従業者数 民間事業者等が有する事業所に勤務する全ての従業者の人数をいう。ただし、交代勤務がある場合は、1日の勤務時間帯で最多となる人数とする。
- (6) 入所者数 津波一時避難施設に入所又は入居が可能な人数
- (7) 収容可能人数 津波避難場所に収容可能な避難者数をいい、津波避難場所の床面積に1平方メートル当たり1人を乗じて得た人数から従業者数及び入所者数を差し引いた人数とする。ただし、当該人数に小数点以下の端数が生じるときは、これを切り捨てた人数とする。
- (8) 協定 津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民等が一時的に避難できる施設とし、市と当該施設管理者間において交わす取決め
(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付対象となる津波避難場所は、次の各号のいずれにも該当し、市長が津波一時避難施設として協定を締結した施設内に整備されたものに限る。

- (1) 本市の区域内で、津波避難困難地域に新たに設置する建築物又は既に存在する建築物（木造建築物を除く。）であること。
- (2) 津波避難場所の収容可能人数が50人以上であること。

- (3) 主要構造部が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。
 - (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条に規定する構造耐力（以下「構造耐力」という。）に適合していること。
 - (5) 当該地点において、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。）で発生した津波高より1メートル以上高い場所に津波避難場所が整備されていること。
 - (6) 避難者が直接、津波避難場所に避難できる構造であること。
- （補助対象経費及び補助率）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助率は、次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ、当該各号に定める補助率とする。

- (1) 案内表示板設置工事 4分の4
 - (2) 誘導照明塔設置等工事 4分の4
 - (3) 備蓄品倉庫設置等工事（備蓄倉庫内の棚又はロッカーの設置費用を含む。） 4分の4
 - (4) 災害備蓄品又は資機材購入費 4分の4
 - (5) 津波避難場所の設置又は改修工事 4分の3
 - (6) 外付け階段設置等工事（外階段又は避難路の手すり設置工事を含む。） 4分の3
 - (7) 屋上フェンス設置工事 4分の3
 - (8) 屋上デッキ工事 4分の3
 - (9) 自家発電又は蓄電設備（太陽光発電を含む。）設置等工事 4分の3
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事等 4分の3
- （補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条各号に規定する対象経費の額に当該各号に定める補助率を乗じて得た額の合計額（前条第2号から第10号に規定する対象経費に掛かる消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、1,000万円を限度とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 この要綱に基づく補助金の交付は、同一の津波避難場所につき1回限りとする。

3 他の補助事業による補助金の交付の対象となった場合は、第1項の規定により算出された額から当該他の補助金で交付された額を差し引いた額を交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石巻市津波避難場所整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 津波避難場所の所在地、所有者等を証明する種類（登記事項証明書等）
- (2) 津波避難場所の建築年月、用途等を証明する書類（確認済証又は検査済証等）
- (3) 第3条第4号に規定する構造耐力を満たしていることを証明する書類
- (4) 津波避難場所の全景及び事業を実施する箇所が確認できる写真

- (5) 津波避難場所を明示した平面図、立面図、構造図等
- (6) 工事施工業者が発行した対象経費の見積書
- (7) 従業者数等が確認できる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付額を決定し、石巻市津波避難場所整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ石巻市津波避難場所整備事業費変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 前条の規定による補助金交付決定通知書の写し
- (2) 変更等の内容が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(変更等の承認)

第9条 市長は、前条の規定による変更等の承認申請があったときは、当該申請内容を審査し、石巻市津波避難場所整備事業費変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（事業の完了）

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内に、石巻市津波避難場所整備事業費実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 整備に関して工事設計者又は工事施工者と締結した契約書の写し
- (2) 整備に要した費用に係る工事設計者又は工事施工者からの領収書の写し
- (3) 整備の実施状況が確認できる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、石巻市津波避難場所整備事業費補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、前条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 前条の規定による確定通知を受けた交付決定者が、事業に係る補助金の交付を請求しようとするときは、石巻市津波避難場所整備事業費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又はその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 津波避難場所として、善良な管理がなされていないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当であると認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を決めてその返還を求めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月1日から施行し、平成23年3月12日以後に第3条に規定する対象建築物を整備したものについて適用する。

(平成23年3月12日から平成24年6月30日までの間に整備した対象建築物に係る特例)

- 2 平成23年3月12日から平成24年6月30日までの間に第3条に規定する対象建築物を整備した者に係る第10条の規定の適用については、同条中「事業が完了したときは、事業完了後」とあるのは「石巻市津波避難場所整備事業費補助金交付決定通知書の受領後」と読み替える。

附 則 (平成26年4月1日告示第118号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第12条関係)